

地方消費者行政の実態調査(平成22年1月 消費者委員会事務局) (別紙2)

地方消費者行政における現場の声(抜粋)

地方消費者行政の活性化に向けての都道府県へのヒアリング概要

以下の現場の声については、第2回消費者委員会で示した「地方消費者行政活性化への課題」に沿って広く意見や要望をヒアリングした内容である。

現場の声(ご意見・ご要望など)

(5) 商品テストに係る体制の強化

・商品テストについて、県がどこまで対応したらいいのかが判然としない。国としての指針を示してほしい。

・商品テストについて、県が、事故の原因究明も含めて全てのテストを実施することは、人員・機器の両面で不可能。簡易なものは県で実施できるものの、原因究明に係るものは、国の機関で実施できるようなネットワークを構築できることが理想。

・商品テストは、予算・人員を増やせば増やすほど充実したテストが可能となるが、現状では、予算・人員ともに充実が困難である。また、そもそも、県レベルで実施すべき商品テストとは？という国としての指針・基準のようなものがないので、予算・人員を増やそうにもどこまで増やしたらよいかのかわかりにくい。

・商品テストについて、全ての県が、個別に機器・人員をそろえて、充実した商品テストを行うことは、困難であり無駄と思われる。一定の水準以上のテストについては、県ごとではなく、国の機関(NITE等)がブロックごとにテストを実施できるような仕組みが望ましい。

・県として、商品テストを「実施するための」職員を配置することは予算の関係で困難であり、外部機関への委託には意味があると考えているが、そのテスト結果を受けて、その内容を相談者に説明できるだけの一定の専門性を持った人材の養成は、今後も必要と考えている(外部のテスト機関の結果は科学的・専門的ではあるが、消費者向けではないため)。

・県の商品テスト室の設備は、あらゆるテストに対応するには不十分である(例:テスト室のレイアウトの関係で、ガス・水道が使用できないが、設置場所の変更は予算上無理)。国として、県で実施すべき商品テストのあり方・県で実施できない商品テストの国としての受け皿を検討すべきと思われる。

・県として、商品テストの実施件数が少ない理由としては、①消費者に商品テスト機能が知られていない、②市町村の担当者に県に対して依頼できることが知られていない、③仮に依頼が来たとしても県の設備で実施できないものが多い、等が挙げられる。今後、周知を図るとともに、機器の充実を図るが、県で、あらゆるテストを実施することは、不可能と思われる。

・商品テストに従事することを念頭に置いた職員については、県としては採用していない。
理由:委託している・テストを実施していない等

・人事ローテーションの中で、商品テスト部門に配属することも念頭に置いた職種の採用を実施している。